

法改正を正しく理解し知識と対応方法を身につける！

電子帳簿保存法

改正のポイントと実務対応

～スキャナ保存・電子取引の要件が緩和、電子データ保存が義務化～

2021年度の税制改正で、電子帳簿保存法の要件が緩和され、電子データの保存が義務化されました（ただし2023年12月31日まで2年間の許容期間があります）。本講習会では、電子帳簿保存法の概要や具体的な対応について分かりやすく解説いたします。是非、皆様のご参加をお待ちしております。

【講座内容】

1. 電子帳簿保存法改正の概要
2. 電子帳簿保存法の3区分
3. 電子取引情報の具体的な保存方法
4. 中小企業での取引データの具体的な保存方法
5. 宥恕措置終了後
(令和6年1月1日以降)の具体的な対応
6. 令和5年度税制改正による変更点

〈講師プロフィール〉

なかしま よしたか

中島 祥貴 氏

中島税理士・行政書士事務所 所長



2004年に30歳の若さで起業し、その時の体験やその後のクライアントの大変さから、起業支援や経理・税務の理解のし易さを心掛けている。地道な事を、できることをひたすら愚直に行動し実践することで、顧客を獲得し着実に評価を積み上げる。顧客のために専門外のことも常に熱心に学んでいるため、現在ではマーケティングやコンサルティングからの広範な視点からアドバイスができる。現在は研修の講師や著者としても人気がありリピートも多い。著書に『楽天ではなぜランチがタダで食べられるのか』（朝日新聞出版）、『社長、税務調査の損得は税理士で決まる』（あざ出版）、『知識ゼロからわかる【図解】インボイス経理』（ぱる出版）など多数。

日時

令和5年12月4日(月) 14:00~16:00

会場

甲府商工会議所 5F ホール (甲府市相生 2-2-17)



申込はこちらからも

対象

中小・小規模事業者
(会員・非会員問わず)

定員

50名
(定員になり次第〆切)

受講料 無料

主催・問い合わせ 甲府商工会議所 経営支援課 担当:志村 TEL055-233-2241

FAXの場合、甲府商工会議所あて 055-233-2131へ送信ください		事業所名	
所在地		TEL	
		FAX	
氏名		氏名	

※ご記入いただいた情報は、講座運営に係る書連絡・事務及び各種講座情報提供の目的に使用します。